講義5

アスベスト廃棄物の適正な処理について

神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課

2026年10月8日

★ 本資料の内容はあくまでも県が示す一般論です。
個別事案の具体的な解釈等については、所管の行政機関にご確認ください。

目次

１　アスベスト廃棄物の区分

…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは

２　排出事業者責任等

…処理委託、マニフェスト交付等

３　アスベスト廃棄物の保管

…保管基準等

４　アスベスト廃棄物の処理

…処理基準等

５　その他

目次

１　アスベスト廃棄物の区分

…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは

２　排出事業者責任等

…処理委託、マニフェスト交付等

３　アスベスト廃棄物の保管

…保管基準等

４　アスベスト廃棄物の処理

…処理基準等

５　その他

1　アスベスト廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法、廃棄物処理法）

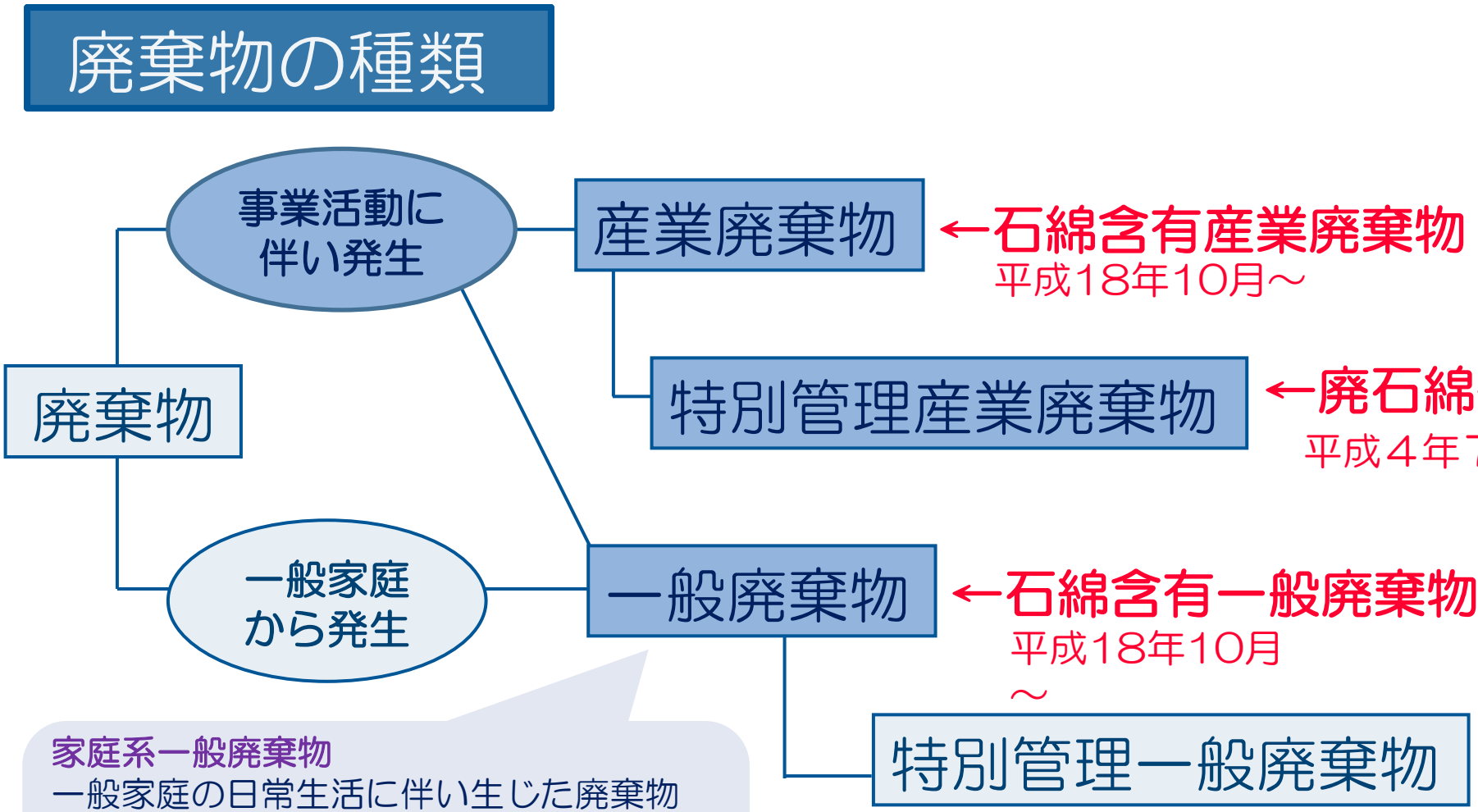
目的（第１条）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

アスベスト廃棄物に関する法改正

平成４年７月～	廃石綿等が特別管理産業廃棄物として指定
18年10月～	石綿含有廃棄物が定義され処理基準等が追加、廃石綿等の対象を拡充
23年４月～	廃石綿等の埋立処分基準の強化

1　アスベスト廃棄物の区分



1　アスベスト廃棄物の区分

廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

（法施行令第２条の４第５号ト、法施行規則第１条の２第９項）

次に掲げる①～⑦をいう

① 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから**石綿建材除去事業**により除去された当該石綿

② 建築物等に用いられる材料であって 石綿を含むもののうち**石綿建材除去事業**により除去された保温材、断熱材及び耐火被覆材等

③ **石綿建材除去事業**において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、マスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

1　アスベスト廃棄物の区分

④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの

⑤ 廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

⑥ 石綿であって、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る）

⑦ 廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る）



1　アスベスト廃棄物の区分

石綿含有廃棄物

石綿含有一般廃棄物と石綿含有産業廃棄物の総称

- **石綿含有一般廃棄物**
  （施行令第３条第１号ホ、施行規則第１条の３の３）

  工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの

- **石綿含有産業廃棄物**
  （施行令第6条第１項第１号ロ、施行規則第７条の２の３）

  工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの

（出典：目で見るアスベスト建材（第２版）　平成20年３月国土交通省）

1　アスベスト廃棄物の区分

補足　令和３年４月に規制対象が拡大

令和３年４月の大気汚染防止法改正で、全ての石綿含有建材が規制対象に
新たに石綿含有成形版等や石綿含有仕上塗材という区分が新設

◆ 石綿含有建材の種類

〈改正前〉



吹付け石綿
（レベル1）

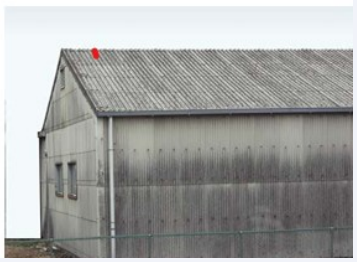


石綿含有断熱材、
保温材、耐火被覆材
（レベル2）

〈改正後〉









その他の石綿含有建材（成形版等）（レベル3）

（写真：環境省HP（https://www.env.go.jp/content/900397116.pdf）より引用）

1　アスベスト廃棄物の区分

補足　石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改定

大気汚染防止法の改正を受けて、令和３年３月に改定

主な改定事項

【飛散性の高いおそれのある石綿含有廃棄物の追加】

- 石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材
- 石綿含有けい酸カルシウム板第１種
- 石綿含有廃棄物等が排出される解体等工事において使用される用具又は器具等に付着した石綿含有建材

1　アスベスト廃棄物の区分

【石綿含有廃棄物の分類】

（改定前）主に「がれき類」「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当

上記に加え、

（改定後）石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性がある

石綿含有仕上塗材…

建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材には、石綿を含有するものがあり、建築物等の解体・改造・補修工事においては、これらを破断せずに除去等を行うことが困難→石綿が飛散する可能性あり

目次

１　アスベスト廃棄物の区分

…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは

２　排出事業者責任等

…処理委託、マニフェスト交付等

３　アスベスト廃棄物の保管

…保管基準等

４　アスベスト廃棄物の処理

…処理基準等

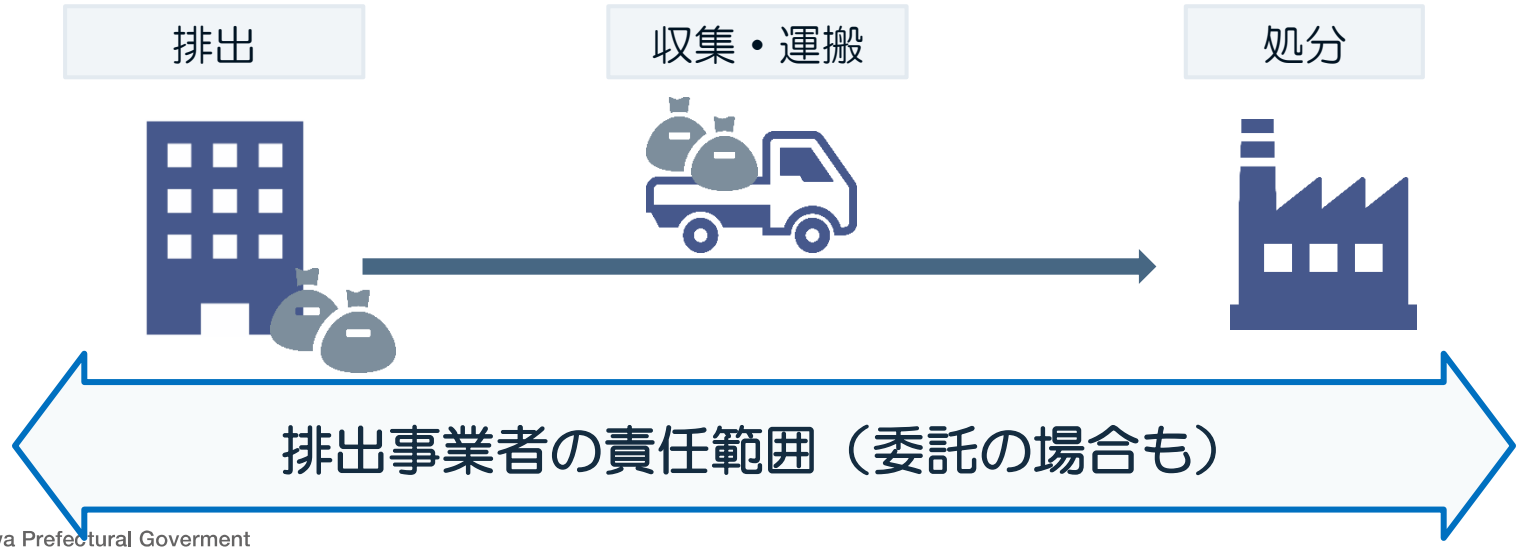
５　その他

2　排出事業者責任等

排出事業者責任

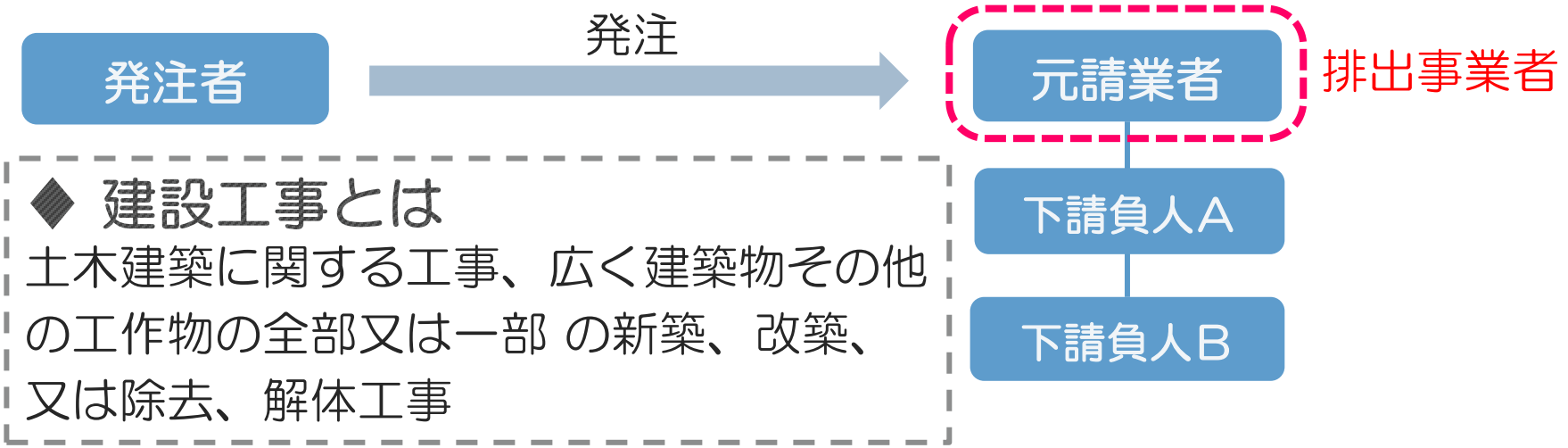
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第３条第１項）

「自らの責任において処理」とは、
　自ら処理や保管を行う場合：保管基準・処理基準等の遵守
　産廃の処理を他者に委託した場合：委託基準等を遵守



2　建設工事の排出事業者

建設工事における排出事業者は、発注者から直接工事を負った**元請業者**（法第21条の３第１項）



◆ 建設工事とは

土木建築に関する工事、広く建築物その他の工作物の全部又は一部 の新築、改築、又は除去、解体工事



元請業者は産業廃棄物の処理責任があります！

下請業者に任せきりにしてはいけません！

2　石綿含有廃棄物等の処理の流れ

【石綿含有廃棄物等に係る廃棄物の一般的な処理フロー】

石綿有無の事前確認 ＞ 処理計画の策定 ＞ 処理業者への委託等 ＞ 除去工事 ＞ 事業場内での保管 ＞ 収集・運搬 ＞ 処分



石綿有無の事前調査や除去工事等は
大防法その他関係法令を遵守してください！

2　廃棄物処理計画の作成

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の排出事業者は、
事業場内で発生する廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の種類、発生量等を把握し、適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努める

※多量排出事業者（前年度の特別管理産業廃棄物の発生量50t以上の事業者等）は処理計画の作成及び県知事への提出の義務あり

処理計画の記載事項

（１）事業場内で発生する廃棄物の種類

（２）廃棄物の減量その他の適正な処理に関する目標

（３）撤去方法

（４）事業場内での保管方法

（５）収集・運搬方法

（６）中間処理及び最終処分方法

（７）処理委託する場合は委託業者の許可内容

（８）工事概要

2　委託基準

排出事業者は、廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の処理（運搬や処分）を他人に委託する場合、政令で定める基準に従った上で、都道府県知事等の許可を受けた処理業者等に委託しなければならない。（法第12条第５項・第６項、法第12条の２第５項・第６項）



神奈川県内の産業廃棄物処理業者の紹介については、（公社）神奈川県産業資源循環協会（☎ 045-681-2989）にお問い合わせください

２　委託基準

委託基準（施行令第６条の２、第６条の６）

- 委託契約は書面により行うこと
- 契約書には法定記載事項を含むこと
- 産業廃棄物処理業の許可証写し（または再生利用認定もしくは広域認定の認定証写し）を添付すること
- 契約書は、契約期間終了日から５年間保存すること
- 原則、受託者は受託した業務を他の者に委託してはいけない（再委託の禁止）

2　委託基準

◆ 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）の委託基準

処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を**文書で通知**すること

（法施行規則第８条の16）
- 種類、数量、性状及び荷姿
- 取り扱う際に注意すべき事項

※廃棄物データシート（WDS）の活用

- 排出事業者から処理業者に対して、
  必要な情報提供を行うためのツール
- 情報提供が十分でない場合、
  処分業者の安全性の確保や法令遵守が困難になり
  生活環境保全上の支障を招くおそれもある


廃棄物データシート（WDS）

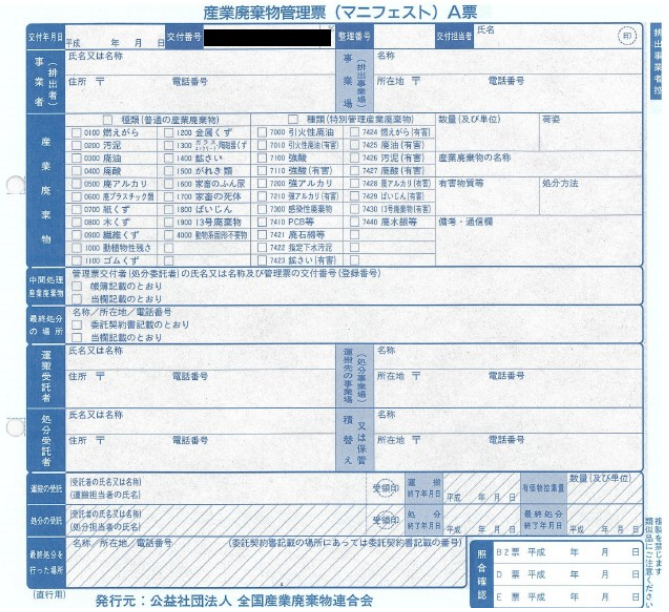
引用：環境省HPhttps://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/

2　マニフェストの交付

◆ マニフェストの交付　（法第12条の３）

産業廃棄物の処理を委託する場合（環境省令で定める場合を除く）、委託者は受託者に産業廃棄物の**引渡しと同時に**環境省令で定められた事項を記載した**マニフェスト**を廃棄物の**種類ごと、行き先ごと**に**交付しなければならない**

- マニフェストはＡ～Ｅ票の７枚つづり
- 転記式
- 県内では、（公社）神奈川県産業資源循環協会などで購入可能
- 紙でなく電子でマニフェストを交付することも可能（**電子マニフェスト**）


産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

電子マニフェストの詳細は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページを確認

引用：産業廃棄物の適正処理のために

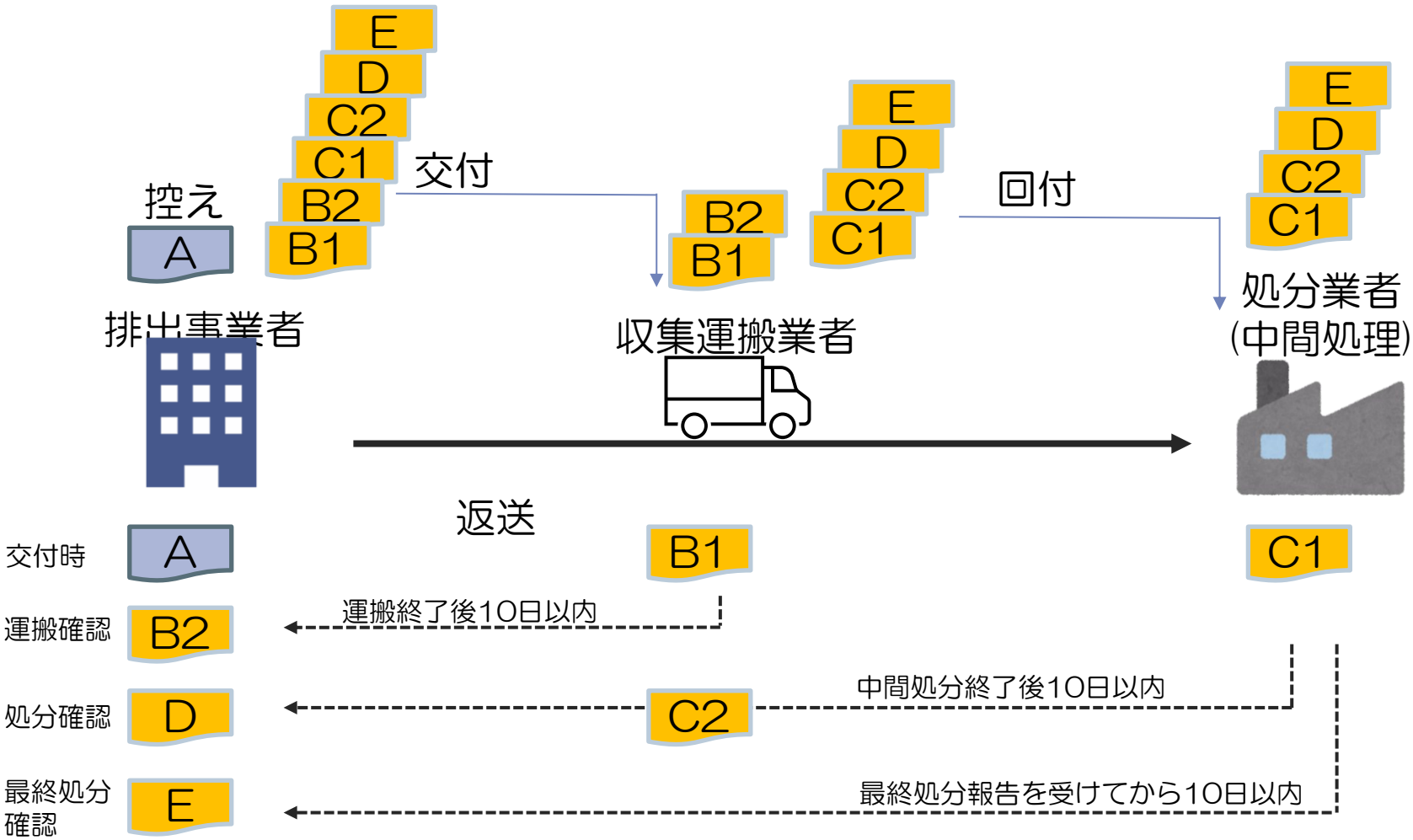
２　マニフェストの交付

マニフェストの記載事項（法施行規則第８条の21）

① 産業廃棄物の種類及び数量
② 交付年月日及び交付番号
③ 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び所在地
④ 排出した事業場の名称及び所在地
⑤ マニフェスト交付を担当した者の氏名
⑥ 受託者の氏名又は名称及び住所
⑦ 運搬先の事業場の名称及び所在地
⑧ 荷姿
⑨ 最終処分を行う場所の所在地

2　マニフェストの交付

【マニフェストの流れ】



２　マニフェストの交付

◆ マニフェストの交付

- 排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認する

- 一定期間内にマニフェストの写しが返送されない場合は、処理状況の確認をするとともに、都道府県知事等に報告しなければならない

- 排出事業者は、マニフェストの写しを交付日及び返送日から５年間保存する

目次

１　アスベスト廃棄物の区分
…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは
２　排出事業者責任等
…処理委託、マニフェスト交付等
３　アスベスト廃棄物の保管
…保管基準等
４　アスベスト廃棄物の処理
…処理基準等
５　その他

３　アスベスト廃棄物の保管

■ 帳簿の備付け（廃石綿等）

廃石綿等を生ずる事業場ごとに、排出事業者は帳簿を備え廃石綿等の処理について法定事項を記載し、１年ごとに閉鎖したうえ、５年間保存する。

帳簿の記載事項（法施行規則第8条の18）

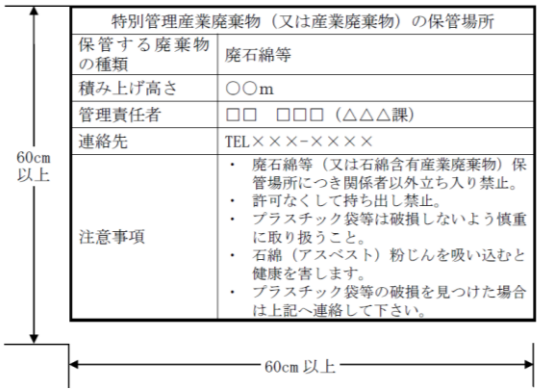
運搬	１　廃石綿等が生じた事業場の名称及び所在地 ２　運搬年月日 ３　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ４　積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	１　廃石綿等の処分を行った事業場の名称及び所在地 ２　処分年月日 ３　処分方法ごとの処分量 ４　処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

3　アスベスト廃棄物の保管

事業場での保管について

排出事業者は、運搬されるまでの間、保管の基準に従い、
生活環境の保全上支障のないようにアスベスト廃棄物を保管（施行規則第８条、第８条の13）

保管基準
✓ 周囲に囲いが設けられていること
✓ 見やすい箇所に廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板を設置すること
✓ 廃棄物が飛散、流出、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないような措置を講じること
✓ 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること



特別管理産業廃棄物（又は産業廃棄物）の保管場所

保管する廃棄物の種類	廃石綿等
積み上げ高さ	○○m
管理責任者	□□　□□□（△△△課）
連絡先	TEL×××-×××××
注意事項	・廃石綿等（又は石綿含有産業廃棄物）保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。 ・許可なくして持ち出し禁止。 ・プラスチック袋等は破損しないよう慎重に取り扱うこと。 ・石綿（アスベスト）粉じんを吸い込むと健康を害します。 ・プラスチック袋等の破損を見つけた場合は上記へ連絡して下さい。

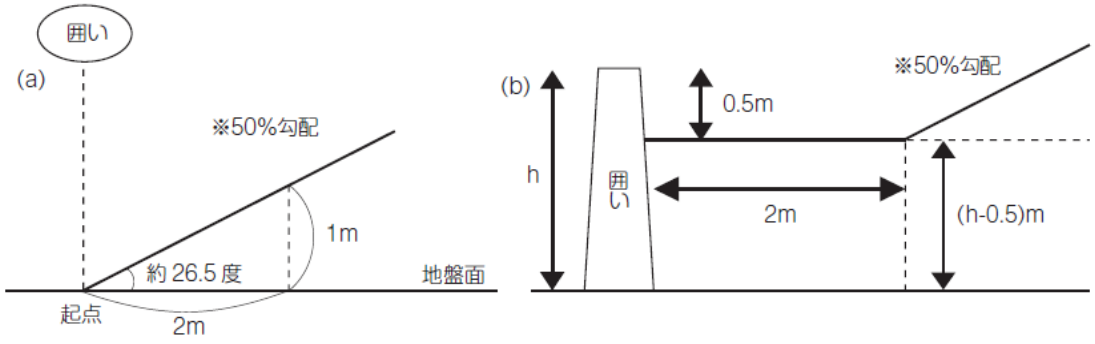
引用：石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第３版）

3　アスベスト廃棄物の保管

保管基準

✓ 屋外で容器を用いず保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること

＜屋外における保管高さの基準例＞



(a)囲いに接しないで廃棄物を保管する場合　　(b)囲いに接して廃棄物を保管する場合

※ 50%勾配とは、起点から水平距離２ｍに対して垂直に１ｍ上昇した点を結ぶ面。角度にして約26.5°です。

✓ 他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること

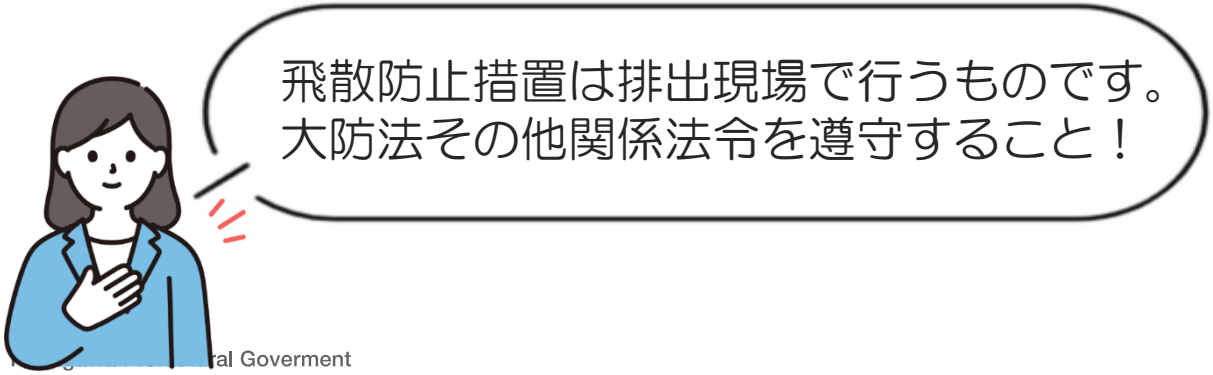
引用：産業廃棄物の適正処理のために

3　アスベスト廃棄物の保管

- 廃石綿等（法施行規則第８条の13第５号）
  梱包すること等飛散防止のために必要な措置
- 石綿含有産業廃棄物（法施行規則第８条第４号）
  覆いを設けること、梱包すること等飛散防止のために必要な措置

【飛散防止措置とは】

廃石綿等の埋立処分の場合、あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他の措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包する等埋立処分基準に適合するよう措置が必要





３　アスベスト廃棄物の保管

【容器等への表示】

◆ 廃石綿等

廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、
個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示

◆ 石綿含有産業廃棄物

容器等への表示義務はないが廃石綿等に準じて、
石綿含有産業廃棄物である旨、及び取り扱いの
注意事項を表示するのが望ましい



廃棄専用袋の例





石綿含有廃棄物の表示テープ

3　アスベスト廃棄物の保管

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者（廃石綿等）

廃石綿等を生ずる事業場ごとに設置しなければならない※

○ 事業場で生じる廃石綿等が適切に処理されるように業務を遂行する者

＜参考：責任者が果たす役割（旧厚生省通知より）＞

- 排出状況の把握
- 処理計画の立案
- 適正処理の確保

保管状況の把握
委託業者の選定と適正処理の実施
マニフェストの交付、保管　　など

○ 選任要件あり

※ 法では責任者の届出等の規定はありませんが、自治体の条例等で定めている場合があります（神奈川県は届出等の規定はありません）

3　アスベスト廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任要件

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験＊
イ	環境衛生指導員（2年以上）			―
ロ	大学	理学、薬学、高学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ	大学	理学、薬学、高学、農学これらに相当する過程	上欄以外の科目	3年以上
ニ	短大・高専		衛生工学、化学工学	4年以上
ホ			上欄以外の科目	5年以上
ヘ	高校・旧制中学		土木科、化学科これらに相当する学科	6年以上
ト			理学、農学、工学に関する科目これらに相当する科目	7年以上
チ	（学歴要件なし）			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者（特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者等）			

目次

１　アスベスト廃棄物の区分
…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは
２　排出事業者責任等
…処理委託、マニフェスト交付等
３　アスベスト廃棄物の保管
…保管基準等
４　アスベスト廃棄物の処理
…処理基準等
５　その他

4　アスベスト廃棄物の処理

処理について

廃掃法施行令で定める処理基準

	廃石綿等	石綿含有 産業廃棄物	石綿含有 一般廃棄物
収集・運搬	第６条の５第１項 第１号	第６条第１項 第１号	第３条第１号
再生・処分	第６条の５第１項 第２号	第６条第１項 第２号	第３条第２号
埋立	第６条の５第１項 第３号	第６条第１項 第３号	第３条第３号

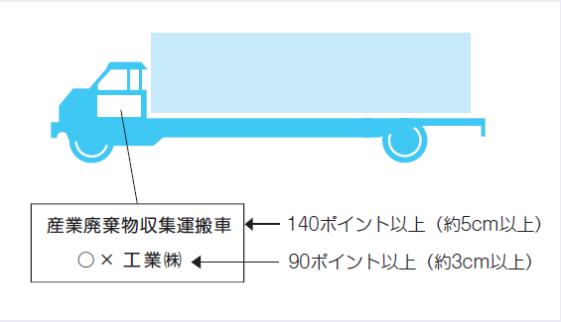
4　アスベスト廃棄物の処理

■ 収集・運搬

基 準 内 容	廃石綿等	石綿含有
✓ 廃棄物が飛散及び流出しないようにすること	○	○
✓ 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること	○	○
✓ 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生じるおそれのないように必要な措置を講じること	○	○
✓ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること	○	○
✓ 混合するおそれがないように、他の物と区分して収集・運搬すること	○	○

4　アスベスト廃棄物の処理

■ 収集・運搬

基 準 内 容	廃石綿等	石綿含有
✓ 原則、積替えを行わず処分施設に直送すること ※ 異なる事業場から廃石綿等を収集することを妨げるものではない	○	
✓ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集・運搬の用に供する車両である旨、氏名または名称、許可番号を見やすいように表示すること  **表 示 事 項** ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・氏名又は名称 **車両に備え付ける書面に記載する内容** ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び量 ・産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先	○	○

引用：産業廃棄物の適正処理のために

4　アスベスト廃棄物の処理

■ 収集・運搬

基 準 内 容	廃石綿等	石綿含有
✓ 運搬車にマニフェスト等の書面を配備すること	○	○
✓ 運搬車及び運搬容器は飛散、流出のおそれがないものであること	○	○
✓ 運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いをかけること	○	
✓ 収集・運搬に当たって、廃棄物を破砕しないように行うこと ※ 運搬車両に比べ大きい等、やむを得ず切断等が必要な場合は、十分に湿潤化して、必要最小限の切断等を行うことは可能		○

4　アスベスト廃棄物の処理

■ 廃石綿等の処理基準(中間処理)

◆ 処理方法

溶融または無害化処理※

※　固型化した物であっても、中間処理や最終処分を行う必要がある

◆ 中間処理後の対応

特別管理産業廃棄物としての性格を失った場合は、
普通の産廃（鉱さい）として再生・処分可能

失わない場合には、廃石綿等として最終処分

4　アスベスト廃棄物の処理

■ 石綿含有産廃の処理基準(中間処理)

◆ 処理方法

溶融または無害化処理

破砕・切断は原則禁止だが、運搬する廃棄物が車両に乗りきらない等やむを得ない場合のみ可能
→積込みに必要な最小限度の方法で、飛散しないように散水等で十分に湿潤化が必要

◆ 処理後の対応

中間処理後、その他の産業廃棄物として収集・運搬、再生、処分することができる

４　アスベスト廃棄物の処理

■ 廃石綿等の処理基準（最終処分）

廃石綿等の最終処分は埋立処分により、次のとおり行う
また、廃石綿等は管理型最終処分場に埋め立てること

①あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること
②処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと
③埋立物が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること

４　アスベスト廃棄物の処理

■ 石綿含有産廃の処理基準（最終処分）

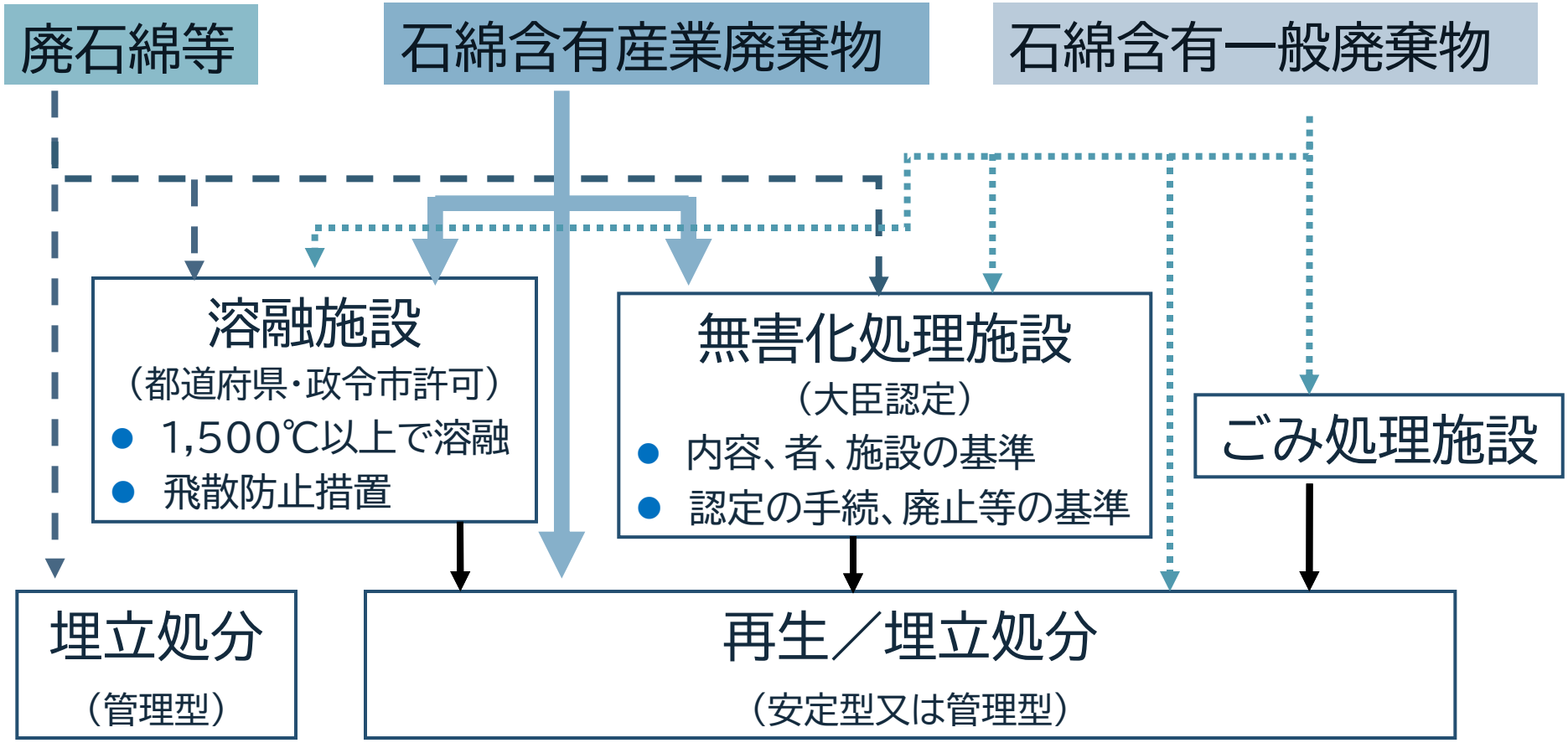
石綿含有産廃の最終処分は、安定型最終処分場、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場において、埋立処分により、次のとおり行う必要がある。

①処分場のうちの一定の場所において、かつ当該廃棄物が分散しないように行うこと
②埋立物が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること

4　アスベスト廃棄物の処理

処理について

アスベスト廃棄物の処理フロー（概要）



目次

１　アスベスト廃棄物の区分

…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物とは

２　排出事業者責任等

…処理委託、マニフェスト交付等

３　アスベスト廃棄物の保管

…保管基準等

４　アスベスト廃棄物の処理

…処理基準等

５　その他

5　罰則（抜粋）

罰則	違反行為	
5年以下の拘禁刑若しくは1,000万以下の罰金又はこの併科	無許可営業	無許可で産業廃棄物の処理を業として行うこと
	無許可事業範囲変更	廃棄物処理業者が許可を受けず事業の範囲を変更すること
	無許可業者への委託基準違反	産業廃棄物の処理を無許可業者に委託すること
	受託禁止違反	許可を受けずに、他人の産業廃棄物処理を受託すること
	廃棄物の投棄禁止違反	いわゆる不法投棄（未遂を含む）
	廃棄物の焼却禁止違反	いわゆる野焼き（未遂を含む）
3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	委託基準違反、再委託基準違反	委託基準又は再委託基準に違反して処理を他人に委託すること
1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	**マニフェスト交付・記載義務等違反 ※**	**マニフェスト交付せず、又は定められた事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付すること等**
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	事業場外保管の事前届出義務違反	産業廃棄物の事業場外保管について、事前の届出をせず、又は虚偽の届出をすること
3億円以下の罰金刑	両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人若しくは人に対して罰金刑を科する
各本条の罰金刑		

５ その他（参考資料）

■環境省HP（石綿含有廃棄物等関係）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html

■石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）

廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、その適正な処理の確保のために行わなければならない事項等を具体的に解説

http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/

■産業廃棄物の適正処理のために

県及び県内政令市が作成（県ＨＰに掲載）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html#sasshi_panfuretto

5　その他（行政機関）

一般廃棄物	各市町村の一般廃棄物行政主管課	
産業廃棄物	県所管地域	環境農政局環境部資源循環推進課 ☎045(210)1111(代)
	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 ☎046(823)0210(代)
	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部 ☎046(224)1111(代)
	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 ☎0463(45)3150(代)
	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部 ☎0465(32)8000(代)
	横浜市	資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課 ☎045(671)2513
	川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課 ☎044(200)2581
	相模原市	環境経済局環境部廃棄物指導課 ☎042(769)8358
	横須賀市	資源循環部廃棄物対策課 ☎046(822)8523